

四日市市訓令第1号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程を次のように定める。

平成31年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程

(四日市市役所処務規程の一部改正)

第1条 四日市市役所処務規程(昭和22年四日市市規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第1条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 政策推進部 (略) 総務部 総務課 (略) 人事課 調達契約課 (略) 検査室 <u>I C T戦略課</u> 人権・同和政策課 人権センター 財政経営部 (略) 市民文化部 (略) 健康福祉部 健康福祉課 (略) 保護課 (略) <u>高齢福祉課 企画係、地域支援係</u>	第1条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 政策推進部 (略) 総務部 総務課 (略) 人事課 調達契約課 (略) 検査室 <u>I T推進課</u> 人権・同和政策課 人権センター 財政経営部 (略) 市民文化部 (略) 健康福祉部 健康福祉課 (略) 保護課 (略) <u>介護・高齢福祉課 管理係、高齢福</u>

介護保険課 管理・保険料係、認定
審査係

障害福祉課 (略)

健康づくり課 (略)

保険年金課 (略)

こども未来部

こども未来課 企画総務係、子育て
支援係、学童保育係

こども保健福祉課 (略)

こども発達支援課

あけぼの学園

保育幼稚園課 (略)

シティプロモーション部 (略)

商工農水部 (略)

環境部 (略)

都市整備部 (略)

スポーツ・国体推進部

スポーツ課 施設係、振興係

国体推進課 管理係、事業係

国体競技課 宿泊輸送係、競技第1
係、競技第2係

2及び3 (略)

第3条 (略)

2 第2条及び前項に定めるもののほ
か、次に掲げる職を設け、その職務を定
める。

職	職を設け る部課等	職務権限
(略)		

社係、保険料係、認定審査係

障害福祉課 (略)

健康づくり課 (略)

保険年金課 (略)

こども未来部

こども未来課 企画総務係、子育て
支援係

こども保健福祉課 (略)

こども発達支援課

あけぼの学園

保育幼稚園課 (略)

シティプロモーション部 (略)

商工農水部 (略)

環境部 (略)

都市整備部 (略)

スポーツ・国体推進部

スポーツ課 施設係、振興係

国体推進課 企画係、競技係

2及び3 (略)

第3条 (略)

2 第2条及び前項に定めるもののほ
か、次に掲げる職を設け、その職務を定
める。

職	職を設け る部課等	職務権限
(略)		

会計専門監	財政経営部 財政改革課	上司の命を受けて公会計制度その他特定の事務を処理する。
(略)		

3 から 5 まで (略)

第 9 条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理室 (略)

政策推進部 (略)

総務部

総務課 (略)

人事課 (略)

調達契約課 (略)

検査室 (略)

I C T 戦略課

(1) 情報施策の総合的企画及び調整に関すること。

(2) 行政情報基盤の管理及び運用に関すること。

(3) 情報システムの調査及び研究に関すること。

(4) 情報システムの開発、管理及び運用に関すること。

(5) 情報通信技術の基盤整備、管理及び運用に関すること。

(6) 情報セキュリティ対策に関すること。

(7) 統計調査の実施に関するこ

会計専門監	財政経営部 財政経営課	上司の命を受けて公会計制度その他特定の事務を処理する。
(略)		

3 から 5 まで (略)

第 9 条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理室 (略)

政策推進部 (略)

総務部

総務課 (略)

人事課 (略)

調達契約課 (略)

検査室 (略)

I T 推進課

(1) 地域・行政情報施策の総合的企画及び調整に関すること。

(2) 地域・行政情報システムの調査及び研究に関すること。

(3) 地域・行政情報システムの適用業務の開発及び処理に関すること。

(4) 情報基盤の整備及び維持管理に関すること。

(5) 電子計算機の管理運用に関すること。

(6) 調査統計及び業務統計に関するこ

と。

(8) 統計情報の整備及び提供に関すること。

(9) 課の庶務に関すること。

人権・同和政策課 (略)

人権センター (略)

財政経営部

財政課

(1)から(6)まで (略)

(7) 財政調整基金、都市基盤・公共施設等整備基金、アセットマネジメント基金、減債基金、まちづくり事業基金及び市立四日市病院整備基金に関すること。

(8) (略)

行財政改革課 (略)

管財課 (略)

市民税課 (略)

資産税課 (略)

収納推進課 (略)

市民文化部 (略)

健康福祉部

健康福祉課 (略)

保護課 (略)

高齢福祉課

企画係

(1) 地域包括ケアシステムの企画及び調整に関すること。

(2) 高齢者福祉施策の企画及び調整に関すること。

ること。

(7) 課の庶務に関すること。

人権・同和政策課 (略)

人権センター (略)

財政経営部

財政課

(1)から(6)まで (略)

(7) 財政調整基金、都市基盤・公共施設等整備基金、減債基金、まちづくり事業基金及び市立四日市病院整備基金に関すること。

(8) (略)

行財政改革課 (略)

管財課 (略)

市民税課 (略)

資産税課 (略)

収納推進課 (略)

市民文化部 (略)

健康福祉部

健康福祉課 (略)

保護課 (略)

高齢福祉課

企画係

(1) 介護保険事業及び高齢者福祉施策の企画及び調整に関すること。

(2) 四日市市介護保険給付費支払準備基金に関すること。

(3) 介護サービス事業者に関する

(3) (略)

(4) (略)

(5) その他高齢者福祉施策に関すること。

(6) (略)

地域支援係

(1) 高齢者福祉施策に関する指導及び相談に関すること。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。

(3) 包括的支援事業及び任意事業に関すること。

(4) (略)

(5) 高齢者虐待の防止に関すること。

ること。

(4) 老人福祉施設等の整備に関すること。

(5) (略)

(6) (略)

(7) その他介護保険事業及び高齢者福祉施策に関すること。

(8) (略)

高齢福祉係

(1) 高齢者福祉施策に関する指導及び相談に関すること。

(2) 介護保険事業のうち、介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業に関すること。

(3) (略)

(4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に関すること。

保険料係

(1) 介護保険料の賦課、減免及び収納に関すること。

(2) 介護保険料の調定に関すること。

(3) 介護保険料の滞納処分及び欠損処分に関すること。

(4) 介護保険の給付に関すること。

(5) その他介護保険料に関すること。

認定審査係

- (1) 要介護申請に関すること。
- (2) 要介護認定調査に関するこ
と。
- (3) 要介護認定に関すること。
- (4) 三四介護認定審査会の運営
に関すること。
- (5) 介護保険被保険者の資格に
関すること。

介護保険課

管理・保険料係

- (1) 介護保険事業の企画及び調
整に関すること。
- (2) 四日市市介護保険給付費支
払準備基金に関すること。
- (3) 介護サービス事業者等に関
すること。
- (4) 老人福祉施設等の整備に関
すること。
- (5) 介護保険料の賦課、調定及
び減免に関すること。
- (6) 介護保険料の収納及び督促
に関すること。
- (7) 介護保険料の滞納処分及び
欠損処分に関すること。
- (8) 介護保険料の過誤納金の還
付及び充当に関すること。
- (9) 介護保険の給付に関するこ
と。
- (10) その他介護保険事業に関
すること。
- (11) 課の庶務に関すること。

認定審査係

(1) 要介護認定申請に関するこ
と。

(2) 要介護認定調査に関するこ
と。

(3) 要介護認定に関すること。

(4) 三泗介護認定審査会の運営
に関すること。

(5) 介護保険被保険者の資格に
関すること。

障害福祉課 (略)

健康づくり課 (略)

保険年金課 (略)

こども未来部

こども未来課

企画総務係

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

子育て支援係

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

学童保育係

(1) 学童保育に関すること。

こども保健福祉課 (略)

こども発達支援課

(1)から(5)まで (略)

障害福祉課 (略)

健康づくり課 (略)

保険年金課 (略)

こども未来部

こども未来課

企画総務係

(1) (略)

(2) 診療所に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

子育て支援係

(1) (略)

(2) 学童保育に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

こども保健福祉課 (略)

こども発達支援課

(1)から(5)まで (略)

(6) 児童福祉法 (昭和22年法律

(6) (略)

(7) (略)

あけぼの学園 (略)

保育幼稚園課 (略)

シティプロモーション部 (略)

商工農水部

商工課

勤労係

(1) 勤労施策の企画及び調整に関すること。

(2)及び(3) (略)

(4) 労働関係諸団体に関すること。

(5)から(7)まで (略)

商業振興係

(1) 商業施策の企画及び調整に関すること。

(2)及び(3) (略)

(4) 商業の高度化に関すること。

(5)から(8)まで (略)

工業振興係

(1) 工業施策の企画及び調整に関すること。

(2)及び(3) (略)

(4) 工業の高度化に関すること。

(5)から(11)まで (略)

(12) 企業OB人材センターに関すること。

第164号)に基づく措置に要する費用の徴収に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

あけぼの学園 (略)

保育幼稚園課 (略)

シティプロモーション部 (略)

商工農水部

商工課

勤労係

(1) 労働事情の調査研究及び施策の企画立案に関すること。

(2)及び(3) (略)

(4) 労働関係団体等との連絡調整に関すること。

(5)から(7)まで (略)

商業振興係

(1) 商業動向の調査研究及び施策の企画立案に関すること。

(2)及び(3) (略)

(4) 商業の近代化及び高度化に関すること。

(5)から(8)まで (略)

工業振興係

(1) 工業動向の調査研究及び施策の企画立案に関すること。

(2)及び(3) (略)

(4) 工業の近代化及び高度化に関すること。

(5)から(11)まで (略)

農水振興課

農水政策係

- (1) (略)
- (2) 農業の担い手の育成及び農地の利用集積に関すること。
- (3) (略)

- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

- (7) (略)
- (8) (略)

- (9) 農地法に関すること。
- (10) その他農水産業に関すること。
- (11) (略)

農水畜産係

- (1)から(3)まで (略)

- (4) (略)

- (5) (略)
- (6) (略)

農水政策係

- (1) (略)
- (2) 農業の担い手の育成に関すること。
- (3) (略)
- (4) 農業経営基盤強化促進事業に関すること。
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) 農林水産関係団体に関すること。
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) 農業委員会に関すること。
- (12) (略)
- (13) (略)

農水畜産係

- (1)から(3)まで (略)
- (4) 強い農業づくり交付金事業に関すること。
- (5) (略)
- (6) 農業再生協議会に関すること。
- (7) 三重県農業共済組合との連絡に関すること。
- (8) (略)
- (9) (略)

- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)

基盤整備係

- (1) 土地改良関係の補助、融資及び団体の指導に関すること。
- (2) 土地改良事業施行認可及び換地計画認可に関すること。
- (3) (略)
- (4) 農業地域資源の維持及び保全に関すること。
- (5) (略)
- (6) (略)

- (10) 地域森林計画に関すること。
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) その他農水産業の振興に関すること。

基盤整備係

- (1) 土地改良団体の指導に関すること。
- (2) 土地改良関係の補助及び融資に関すること。
- (3) 土地改良事業施行認可に関すること。
- (4) 土地改良事業換地計画の認可に関すること。
- (5) (略)
- (6) ふるさと・水と土保全基金に関すること。
- (7) 多面的機能支払交付金事業に関すること。
- (8) (略)
- (9) 農業用施設（取水施設）工事の実施に関すること。
- (10) 土地改良工事の技術指導に関すること。
- (11) (略)
- (12) 三重用水土地改良区に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

けいりん事業課 (略)

環境部

環境保全課

環境調整係 (略)

大気水質係

(1)から(3)まで (略)

(4) 温泉の利用、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号)第1条に規定する特定建築物の環境衛生及び専用水道等に係る監視、調査及び指導に関すること。

公害保健係 (略)

生活環境課 (略)

都市整備部

都市計画課 (略)

建築指導課

建築調整係 (略)

建築安全係 (略)

許可認定係 (略)

建築確認係

(1)から(5)まで (略)

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく建築物の届出等に関すること。

(7)から(10)まで (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

けいりん事業課 (略)

環境部

環境保全課

環境調整係 (略)

大気水質係

(1)から(3)まで (略)

公害保健係 (略)

生活環境課 (略)

都市整備部

都市計画課 (略)

建築指導課

建築調整係 (略)

建築安全係 (略)

許可認定係 (略)

建築確認係

(1)から(5)まで (略)

(6) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく建築物の届出等に関すること。

(7)から(10)まで (略)

開発審査課 (略)

道路整備課 (略)

市街地整備・公園課 (略)

河川排水課

管理係

(1)から(6)まで (略)

(7) 総合治水対策事業の事務に
関すること。

(8) (略)

整備係 (略)

道路管理課 (略)

用地課 (略)

営繕工務課 (略)

市営住宅課 (略)

スポーツ・国体推進部

スポーツ課 (略)

国体推進課

管理係

(1) 三重とこわか国体・三重と
こわか大会の総括に関するこ
と。

(2) (略)

(3) ホストタウン事業に関する
こと。

開発審査課

道路整備課

市街地整備・公園課

河川排水課

管理係

(1)から(6)まで (略)

(7) (略)

整備係 (略)

道路管理課 (略)

用地課 (略)

営繕工務課 (略)

市営住宅課 (略)

スポーツ・国体推進部

スポーツ課 (略)

国体推進課

企画係

(1) 第76回国民体育大会四日
市市準備委員会に関するこ
と。

(2) 平成30年度全国高等学校
総合体育大会四日市市実行委
員会に関すること。

(3) (略)

(4) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の
新たな運動施設及び附帯施設
における設計及び施行に関す
ること。

(5) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の

(4) (略)

事業係

- (1) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の新たな運動施設及び附帯施設における設計及び施行に関すること。
- (2) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の新たな運動施設及び附帯施設における主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
- (3) 三重とこわか国体・三重とこわか大会の市民活動及び広報に関すること。

国体競技課

宿泊輸送係

新たな運動施設及び附帯施設における主管工事の監督及び竣工検査に関すること。

(6) 中央緑地及び霞ヶ浦緑地の新たな運動施設及び附帯施設における競技用備品の整備に関すること。

(7) (略)

競技係

- (1) 平成 30 年度全国高等学校総合体育大会における本市実施競技に関すること。
- (2) 第 76 回国民体育大会（プレ国体等含む）における本市実施競技に関すること。
- (3) 第 76 回国民体育大会におけるデモンストレーションスポーツに関すること。

(1) 三重とこわか国体等の宿泊、衛生、輸送、交通に関すること。

(2) 課の庶務に関すること。

競技第1係

競技第2係

(1) 三重とこわか国体等に係る競技に関すること。

(四日市市事務専決規程の一部改正)

第2条 四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表第1（第5条関係）					
共通事項					
〔1〕 一般的な事項					
(略)					
〔2〕 人事に関する事項					
(略)					
〔3〕 財務に関する事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
25	<u>物品</u> の発注			10万円未満	10万円以上は調達契約課の個別事項
(略)					

改正前

別表第1（第5条関係）

共通事項

〔1〕 一般的な事項

（略）

〔2〕 人事に関する事項

（略）

〔3〕 財務に関する事項

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
（略）					
25 <u>消耗品</u> の発注				10万円未 満	10万円 以上は調 達契約課 の個別事 項
（略）					

改正後

別表第2（第5条関係）

個別事項

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
（略）					
〔総務部〕					
（略）					
○ ICT戦略課 （略）					
（略）					
〔健康福祉部〕					

(略)					
○高齢福祉課					
1	敬老金の支給に関する <u>こと。</u>			○	
2	高齢者施策推進本部に関する <u>こと。</u>		重要	軽易	
3	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による措置等に要する費用の徴収			○	
4	成年後見制度の審判に関する <u>こと。</u>		○		
○介護保険課					
1	介護保険被保険者の資格の得喪の決定			○	
2	被保険者証の交付			○	
3	保険給付費等に係る執行伺及び支出命令		執行伺	支出命令	
4	介護保険料の賦課徴収			○	
5	保険料の滞納処分		○		
6	要介護認定調査に関する <u>こと。</u>			○	
7	要介護認定審査に関する <u>こと。</u>		重要	軽易	
8	介護給付及び予防給付に関する <u>こと。</u>			○	
(略)					
〔スポーツ・国体推進部〕					

(略)					
○国体推進課					
1 国体等に係る総務 企画、市民活動及び 広報に関すること。				○	
2 東京オリンピック 事前キャンプに關す ること。			重要	軽易	
3 ホストタウン事業 に関すること。			重要	軽易	
○国体競技課					
1 国体等に係る競技 運営、宿泊、衛生、 輸送、交通に関する こと。				○	

改正前					
別表第2 (第5条関係)					
個別事項					
事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
(略)					
[総務部]					
(略)					
○IT推進課 (略)					
(略)					
[健康福祉部]					
(略)					
○介護・高齢福祉課					
1 介護保険被保険者				○	

の資格の得喪の決定					
2 被保険者証の交付				○	
3 保険給付費等に係 る執行伺及び支出命 令			執行伺	支出命令	
4 介護保険料の賦課 徴収				○	
5 保険料の滞納処分			○		
6 要介護認定調査に 関すること。				○	
7 要介護認定審査に 関すること。			重要	軽易	
8 介護給付及び予防 給付に関すること。				○	
9 敬老金の支給に関 すること。				○	
10 高齢者施策推進 本部に関すること。			重要	軽易	
11 老人福祉法（昭 和38年法律第13 3号）による措置等 に要する費用の徴収				○	
12 成年後見制度の 審判に関すること。			○		
(略)					
[スポーツ・国体推進 部]					
(略)					
○国体推進課					
1 三重とこわか国体 四日市市準備委員会				○	

<u>の庶務に関するこ</u> <u>と。</u>					
<u>2 国体等の開催に係</u> <u>る総合調整に関する</u> <u>こと。</u>				<u>○</u>	

(四日市市男女共同参画センター処務規程の一部改正)

第3条 四日市市男女共同参画センター処務規程（平成8年四日市市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、必要な場合は、副所長を置くことができる。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 副所長は、上司の命を受けてセンターの事務を処理し、所長に事故あるときは、その職務を代行する。</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 (略)</u></p>

(四日市市社会福祉事務所処務規程の一部改正)

第4条 四日市市社会福祉事務所処務規程（平成9年四日市市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 所に、次の課及び係を置く。</p> <p>健康福祉課 (略)</p> <p>保護課 (略)</p> <p><u>高齢福祉課 地域支援係</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 所に、次の課及び係を置く。</p> <p>健康福祉課 (略)</p> <p>保護課 (略)</p> <p><u>介護・高齢福祉課 高齢福祉係</u></p>

障害福祉課 (略)
こども保健福祉課 (略)
こども発達支援課
保育幼稚園課 (略)

(職員)

第3条 (略)

- 2 前項に定めるもののほか、各課に課長補佐、保護課に査察指導員、こども保健福祉課に家庭児童福祉主事、高齢福祉課に老人福祉指導主事、障害福祉課に身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司を置くことができる。
- 3 次の表の左欄に掲げる課の課長、課長補佐及び係長には、それぞれ同表の右欄に掲げる課の当該職にある者をもって充てる。

(略)	
<u>高齢福祉課</u>	健康福祉部 <u>高齢福祉課</u>
(略)	

(事務分掌)

第5条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

健康福祉課 (略)
保護課 (略)
高齢福祉課

地域支援係

(1)及び(2) (略)

障害福祉課 (略)

障害福祉課 (略)
こども保健福祉課 (略)
こども発達支援課
保育幼稚園課 (略)

(職員)

第3条 (略)

- 2 前項に定めるもののほか、各課に課長補佐、保護課に査察指導員、こども保健福祉課に家庭児童福祉主事、介護・高齢福祉課に老人福祉指導主事、障害福祉課に身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司を置くことができる。
- 3 次の表の左欄に掲げる課の課長、課長補佐及び係長には、それぞれ同表の右欄に掲げる課の当該職にある者をもって充てる。

(略)	
<u>介護・高齢福祉課</u>	健康福祉部 <u>介護・高齢福祉課</u>
(略)	

(事務分掌)

第5条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

健康福祉課 (略)
保護課 (略)
介護・高齢福祉課

高齢福祉係

(1)及び(2) (略)

障害福祉課 (略)

こども保健福祉課 (略)	こども保健福祉課 (略)
こども発達支援課 (略)	こども発達支援課 (略)
保育幼稚園課 (略)	保育幼稚園課 (略)

改正後				
別表 (第6条関係)				
事項	専決区分			備考
	所長	—	課長	
(略)				
○高齡福祉課				
1 老人ホームの入所措置			○	
2 老人ホーム入所者の遺留金品の処分			○	
3 老人日常生活用具の給付の決定			○	
4 居宅における介護等の決定			○	
(略)				

改正前				
別表 (第6条関係)				
事項	専決区分			備考
	所長	—	課長	
(略)				
○介護・高齡福祉課				
1 ホームヘルパーの派遣			○	
2 老人デイサービスセンター等の利用決定			○	
3 老人ホームの入所措置			○	
4 老人ホーム入所者の遺留金品の処分			○	
5 老人日常生活用具の給付の決定			○	
6 老人福祉施設に対する援護の委託			○	
(略)				

(四日市市電子署名規程の一部改正)

第5条 四日市市電子署名規程（平成20年四日市市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(鍵情報等に関する事故に係る報告)</p> <p>第8条 管守者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに鍵情報等事故報告書（第2号様式）により、総務課長及び総務部 <u>ICT戦略課長</u> にその旨を報告するものとする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p>	<p>(鍵情報等に関する事故に係る報告)</p> <p>第8条 管守者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに鍵情報等事故報告書（第2号様式）により、総務課長及び総務部 <u>IT推進課長</u> にその旨を報告するものとする。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p>

第2号様式を次のように改める。

(地方公共団体組織認証基盤における四日市市登録分局に関する規程の一部改正)

第6条 地方公共団体組織認証基盤における四日市市登録分局に関する規程(平成20年四日市市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録分局の運営体制)</p> <p>第4条 登録分局には、次の各号に掲げる者を置く。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 技術管理責任者 総務部 <u>I C T 戦略課長</u> (以下「<u>I C T 戦略課長</u>」という。)をもって充てる。</p> <p>(5) 技術指導担当者 技術管理責任者が指定する総務部 <u>I C T 戦略課</u>職員をもって充てる。</p> <p>(鍵情報等の発行申請)</p> <p>第5条 課長(これに準ずる者を含む。以下同じ。)は、鍵情報等の発行を受けようとするときは、証明書発行申請書(第1号様式)により、<u>I C T 戦略課長</u>の承認を受けた後、登録分局責任者に申請するものとする。</p> <p>2 <u>I C T 戦略課長</u>は、前項の申請があったときは、庁内の情報システムとの整合その他技術的内容について審査するものとする。</p> <p>(鍵情報等の更新申請)</p> <p>第8条 管守者は、鍵情報等の有効期限の到来に伴い当該鍵情報等を更新しよ</p>	<p>(登録分局の運営体制)</p> <p>第4条 登録分局には、次の各号に掲げる者を置く。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 技術管理責任者 総務部 <u>I T 推進課長</u> (以下「<u>I T 推進課長</u>」という。)をもって充てる。</p> <p>(5) 技術指導担当者 技術管理責任者が指定する総務部 <u>I T 推進課</u>職員をもって充てる。</p> <p>(鍵情報等の発行申請)</p> <p>第5条 課長(これに準ずる者を含む。以下同じ。)は、鍵情報等の発行を受けようとするときは、証明書発行申請書(第1号様式)により、<u>I T 推進課長</u>の承認を受けた後、登録分局責任者に申請するものとする。</p> <p>2 <u>I T 推進課長</u>は、前項の申請があったときは、庁内の情報システムとの整合その他技術的内容について審査するものとする。</p> <p>(鍵情報等の更新申請)</p> <p>第8条 管守者は、鍵情報等の有効期限の到来に伴い当該鍵情報等を更新しよ</p>

うとするときは、当該有効期限の到来する日の6月前の日から当該有効期限の到来する日の前日までの間に、ICT戦略課長の承認の後、登録分局責任者に申請するものとする。

2及び3 (略)

(鍵情報等の失効申請)

第9条 管守者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにICT戦略課長の承認の後、登録分局責任者に鍵情報等の失効を申請するものとする。

(1)から(4)まで (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、ICT戦略課長が緊急に鍵情報等の失効をする必要があると判断した場合は、ICT戦略課長が鍵情報等の失効の申請をすることができる。

(鍵格納媒体の廃棄)

第11条 管守者は、鍵情報等の失効により鍵格納媒体が不要となったときは、速やかに当該鍵格納媒体をICT戦略課長に引き継ぐものとする。

2 ICT戦略課長は、前項の規定により引き継いだ鍵格納媒体に格納された秘密鍵が漏えいし、又は秘密鍵が不正に使用されることのないように、細断、焼却その他適切な方法により、速やかにこれを廃棄するものとする。

うとするときは、当該有効期限の到来する日の6月前の日から当該有効期限の到来する日の前日までの間に、IT推進課長の承認の後、登録分局責任者に申請するものとする。

2及び3 (略)

(鍵情報等の失効申請)

第9条 管守者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにIT推進課長の承認の後、登録分局責任者に鍵情報等の失効を申請するものとする。

(1)から(4)まで (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、IT推進課長が緊急に鍵情報等の失効をする必要があると判断した場合は、IT推進課長が鍵情報等の失効の申請をすることができる。

(鍵格納媒体の廃棄)

第11条 管守者は、鍵情報等の失効により鍵格納媒体が不要となったときは、速やかに当該鍵格納媒体をIT推進課長に引き継ぐものとする。

2 IT推進課長は、前項の規定により引き継いだ鍵格納媒体に格納された秘密鍵が漏えいし、又は秘密鍵が不正に使用されることのないように、細断、焼却その他適切な方法により、速やかにこれを廃棄するものとする。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

証明書 更新申請書

登録分局責任者

		登録分局受付番号	第 号
申請者	所 属		
	役 職		
	氏 名	印	
			ICT戦略課長 承認印

証明書の種類	<input type="checkbox"/> 職責証明書 <input type="checkbox"/> 文書交換証明書 <input type="checkbox"/>	
証明書記載事項	日本語（全角）	英字（半角）
名義		
組織 1		
組織 2		
組織 3		
組織 4		
組織 5		
組織 6		
組織 7		
eMailアドレス		

鍵ペア生成者	<input type="checkbox"/> 証明書使用者	<input type="checkbox"/> 認証局（ <input type="checkbox"/> 代替鍵作成有り）
--------	---------------------------------	---

備考欄

--

更新通知

申請者

上記のとおり、証明書を発行しました。 有効期限 年 月 日 シリアル番号 登録分局責任者
--

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(総務部総務課)